

# 辛川市場町内会規約

令和4年3月

# 辛川市場町内会規約

制定 平成15年4月 1日  
最近改正 令和 4年3月27日

## 第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は辛川市場町内会と称し、事務所を会長宅に置く。

(区域)

第2条 本会の区域は岡山市北区辛川市場の区域とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、第2条に定める区域内に居住する世帯主及び会社とする。この区域への転入者は転入と同時に入会することを原則とし、他所へ転居した時は資格を喪失するものとする。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は民主主義の精神に基づき、諸活動を通じて会員相互の親睦と福祉を増進し、もって地域社会の向上発展を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①保健衛生、環境保全・整備に関すること
- ②福利厚生、冠婚葬祭に関すること
- ③交通安全、防災、防犯に関すること
- ④町内広報に関すること
- ⑤町民の体力増進、体育に関すること
- ⑥区域内公共施設の設置、保全、管理に関すること
- ⑦その他本会の目的達成に関すること

## 第3章 役 員

(役員)

第6条 1、本会に次の役員を置く。

- |   |         |            |
|---|---------|------------|
| ① | 会長      | 1名         |
| ② | 副会長     | 2名(上・下各1名) |
| ③ | 会計      | 1名         |
| ④ | 監事      | 2名         |
| ⑤ | 祭実行     | 1名         |
| ⑥ | 体協      | 1名         |
| ⑦ | 環境 衛生   | 4名         |
| ⑧ | 防犯 ・ 防災 | 4名         |
| ⑨ | 福祉      | 2名         |
| ⑩ | 特任      | 1名         |

2、本会に相談役を置くことができる。

(役員を選任)

- 第7条 1、会長は評議員会で推薦し、総会において選任する。  
2、副会長、会計、監事、祭実行、体協、環境衛生、防犯・防災、福祉、特任の選出は、会長が評議員の中から委嘱する。  
3、相談役は会長が委嘱する。

(役員職務)

- 第8条 1、会長は本会を代表し、本会の業務を総括する  
2、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する  
3、会計は本会の会計を担当する  
4、監事は本会の会計を監査する。  
5、祭実行は町内の祭りに関することを担当する  
6、体協は町内の体育会に関することを担当する  
7、環境衛生は道路・水路の清掃、ごみ処理等環境衛生に関することを担当する。  
8、防犯・防災は交通安全、街灯の維持管理等防犯・防災に関することを担当する。  
9、福祉は敬老会の支援等福祉に関することを担当する。  
10、特任は会長が特別に任命する業務を担当する。

(役員任期)

- 第9条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げないこととするが、町内会長の再任は4期8年を限度とする。

(役員解任)

- 第10条 役員が規約に違反又は本会の体面を汚す行為のあったときは、総会の決議により解任することができる。

## 第4章 評議員

(評議員選出)

- 第11条 本会の区域を19の区域に分け、それぞれの区域から1名の評議員を選出する。評議員任期は2年とする。

## 第5章 班及び班長

(班及び班長)

- 第12条 本会の区域を21の班に分け、それぞれに班長を置く。

## 第6章 総会

(総会構成及び審議事項)

- 第13条 総会は代議員制とし、新旧の評議員及び新旧の班長をもって構成し、次の事項を審議決定する。  
1、事業の計画・実施に関すること  
2、予算、決算に関すること  
3、会長の選任に関すること  
4、規約の変更に関すること  
5、その他本会運営上必要な事項

(総会の開催)

第14条 1、定例総会は毎年1回3月に開催する。

2、評議員会が必要と認めたとき又は会員の3分の1以上の要求があったときは臨時に総会を開催することができる。

(総会の議長)

第15条 総会の議長は、その総会に出席した構成員の中から選出する。

(総会の成立)

第16条 総会は構成員の2分の1以上の出席をもって成立とする。

ただし、やむを得ないときは、委任状をもって出席にかえることができる。

(総会の議決)

第17条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## 第7章 評議員会

(評議員会の構成及び審議事項)

第18条 評議員会は全役員と民生委員をもって構成し、次の事項を審議決定する。

- 1、事業の計画・実施に関すること
- 2、予算、決算に関すること
- 3、その他本会運営上必要な事項

(評議員会の招集等)

第19条 1、評議員会は本会運営上必要があるとき、会長が随時招集する。

2、評議員会は役員2分の1以上の出席により成立する。

3、評議員会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4、評議員会の議長は、会長がこれに当たる。

## 第8章 会計

(経費)

第20条 本会の運営に要する経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第21条 会員は会費を納入することとし、金額は次のとおりとする。

年額 3,000円

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年3月20日に始まり翌年3月19日に終わる。

## 第9章 雑 則

(備え付け帳簿及び書類)

第23条 本会には次の帳簿及び書類を備え付けておかなければならない。

- 1、会員名簿
- 2、規約
- 3、会計帳簿
- 4、総会及び評議員会の議事録
- 5、その他必要な書類等

## 第10章 附 則

(細則の制定)

第24条 本規約施行のため必要な細則は、評議員会の議決を経て会長が定める。

附則 この規約は一部改正により令和4年3月27日より施行する。

## 辛川市場町内会細則

### ◎公会堂使用細則〔制定：平成29年3月11日〕

辛川市場町内会の会員に積極的かつ有効に使用して頂く事を目的として公会堂使用細則を定める。

- 1、使用を希望する代表者が、事前に町内会の公会堂使用管理者に使用目的・日時等を告げて許可を得る。
- 2、使用を許可された者は、善良な管理者の注意義務をもって使用する。
- 3、使用料金は次のとおりとする。

使用目的	使用料金
ア、辛川市場町内会組織が使用する場合	無料
イ、辛川市場町内の親睦団体が使用する場合	無料
ウ、辛川市場町内の各種団体が使用する場合	無料
エ、官公庁が使用する場合	無料
オ、営利を目的とする場合 (町内の事業者に限る)	1日 3,000円

- 4、本細則の運用に疑義の生じた場合は、会長の決するところによる。

### ◎町内会費細則〔改定：平成28年5月14日〕

町内会費は年度当初に一括して納入するものとする。ただし、年度途中の転入者・転出者の町内会費は、在住した月数により月割で算定した額とする。

### ◎町内会慶弔金細則〔制定：平成22年3月27日〕

会員及び同居の家族が死亡したときは、弔慰金として5,000円支出するものとする。

### ◎町内一斉清掃不参加者負担金細則〔制定：平成22年3月27日〕

町内会の行事として実施する春・秋の町内一斉清掃に際し、都合により参加できなかった世帯は、2,000円の日当分担金を納入するものとする。ただし下記の方は分担金を免除する。なお、納入された分担金の出納管理は町内会計とは別に管理することとする。

## 記

- 1、病気等の健康上の理由により清掃作業をすることが困難な方

◎班編成細則 [改定：令和４年３月２７日]

規約第１２条の班分けは次の２１の班とする。

[辛川上]

天神台、天神山、川西、上神田、上中１、上中２、上東、中樋西、中樋東

[辛川下]

下東１、下東２、下東３、下西１、下西２、下西３、宮東上、宮東下、宮西、宮北、アパート１、アパート２

◎評議員選出区域細則 [改定：令和４年３月２７日]

規約第１１条の評議員を選出する区域は次の１９の区域とする。

[辛川上]	[辛川下]
１、天神山	１０、下東１
２、天神台	１１、下東２
３、上神田	１２、下東３
４、川西	１３、下西１
５、上中１	１４、下西２
６、上中２	１５、下西３
７、中樋西	１６、宮東上
８、中樋東	１７、宮東下
９、上東	１８、宮西
	１９、宮北

◎役員及び班長手当細則 [制定：平成３０年３月１０日]

役員及び班長の１年間の活動手当は、次のとおりとする。

１、会長	７０,０００円
２、副会長	３０,０００円
３、会計	５０,０００円
４、その他の役員	１０,０００円
５、班長	５,０００円

◎町内会長の選出細則 [制定：平成２８年３月２７日]

町内会長の任期満了時に新たな候補者がいないときは、評議員の中から互選により町内会長を選出する。

◎樋守役の選出細則 [制定：平成３０年５月１２日]

辛川市場排水ポンプ場及び重松樋門の樋守役は、役員の中から会長が委嘱する。